

○厚生労働省告示第三百七十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表に次のように加える。



27	リネズリド（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年4月19日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	040080x1xxx0xx
		040080x1xxx1xx
28	ヒトチロトロピン アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年5月25日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	100020xx99x2xx
29	ドリペネム水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成24年5月25日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	040080x1xxx0xx
		040080x1xxx1xx
30	ミグルスタット（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
		100335xx99x1xx
31	クリゾチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	040040xx01x4xx
		040040xx97x3xx
		040040xx97x4xx
		040040xx9903xx
		040040xx9904xx
		040040xx9913xx
040040xx9914xx		
32	モガムリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130050xx97x2xx
		130050xx99x2xx
33	ドルナーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx99x0xx